

ジョブ・カード制度推進会議開催要綱

1 趣旨

ジョブ・カード制度(以下「制度」と言う。)の普及・促進方策等について検討するため、ジョブ・カード制度推進会議(以下「推進会議」)を開催する。

なお、推進会議は、内閣府の「ジョブ・カード推進協議会」が廃止されることに伴い、内閣府の「ジョブ・カード推進協議会」の役割を引き継ぐものである。

2 検討事項

- (1) 制度の普及・促進方策に関すること。
- (2) 制度を見直したものに係る制度推進基本計画の作成・改正に関すること。
- (3) その他制度に関すること。

3 運営

- (1) 推進会議は、厚生労働省職業能力開発局長が、学識経験者等の参集を求めることとし、構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 推進会議には座長及び座長代理を置く。
- (3) 推進会議には、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 推進会議の庶務は、厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室にて行う。
- (5) 推進会議の議事は、別に推進会議において申し合わせた場合を除き、公開する。